

【韓国】元徴用工への損害賠償を確定させる大法院判決

海外立法情報課 藤原 夏人

* 2018年10月30日、大法院（日本の最高裁判所に相当）は、韓国人元徴用工が新日本製鉄（現新日鉄住金）に対して損害賠償を求めた訴訟の差戻し上告審において、同社の上告を棄却した。これにより、日本企業に元徴用工への損害賠償を命じる判決が初めて確定した。

1 経緯と概要

日本統治下の1941年から1943年までの間に朝鮮半島から旧日本製鉄に動員された韓国人元徴用工が、2005年2月、新日本製鉄（現新日鉄住金）を相手取り損害賠償を求める訴訟をソウル中央地方法院（日本の地方裁判所に相当）に提起した。

2008年4月の第1審判決及び2009年7月の第2審判決では、いずれも原告が敗訴した。しかし、2012年5月24日の上告審判決（以下「2012年大法院判決」）において、大法院は、1965年の日韓請求権協定（昭和40年条約第27号。以下「請求権協定」）によっても個人の請求権は消滅していないとの判断を示し、原告の請求を退けた原判決を破棄して事件をソウル高等法院（日本の高等裁判所に相当）に差し戻した¹。

2013年7月の差戻し控訴審判決（以下「2013年差戻し審判決」）においても、ソウル高等法院は、2012年大法院判決の判断に沿って個人請求権は消滅していないとの判断を示し、不法な植民地支配及び侵略戦争の遂行と直結した反人道的な不法行為による精神的苦痛に対する慰謝料として、被告に対し、原告4人に1人当たり1億ウォン²の支払を命じる判決を下した³。

これに対し被告の新日鉄住金は上告を行ったが、2018年10月30日の差戻し上告審判決（事件番号：2013 다 61381。以下「2018年大法院判決」）において、大法院の全員合議体⁴（裁判長：金命洙（キム・ミョンス）大法院長）は、上告を棄却する判決を下した⁵。これにより、2013年差戻し審判決が確定し、日本企業に元徴用工への損害賠償を命じる判決が初めて確定した。

他にも韓国において同様の訴訟が多数提起されていることから、今後、日本企業に損害賠償を命じる判決が相次ぐものと見込まれており⁶、日韓関係の一層の悪化が懸念されている。

2 判決の要旨

(1) 主な争点

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年12月5日である。

¹ 菊池勇次「【韓国】戦時徴用工個人の賠償請求権に関する韓国大法院判決」『外国の立法』No.252-1, 2012.7, pp. 42-43. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3507790_po_02520114.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>

² 1ウォンは約0.1円（平成30年12月分報告省令レート）。

³ 菊池勇次「【韓国】戦時徴用工個人の賠償請求権に関する韓国高等法院判決」『外国の立法』No.257-1, 2013.10, pp.40-41. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8320930_po_02570117.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>

⁴ 日本の最高裁判所大法廷に相当する合議体。大法院長（日本の最高裁判所長官に相当）を含む13人の大法官（日本の最高裁判所判事に相当）で構成され、大法院長が裁判長を務める。なお、大法官は14人いるが（法院組織法第4条）、法院行政処長（日本の最高裁判所事務総長に相当）を務める大法官は加わらない。

⁵ 「일제 강제동원 피해자의 일본기업을 상대로 한 손해배상청구 사건[대법원 2018. 10. 30. 선고 전원합의체 판결] 대법원 웹사이트 <<http://www.scourt.go.kr/supreme/news/NewsViewAction2.work?pageIndex=3&searchWord=&searchOption=&seqnum=6391&gubun=4&type=5>>

⁶ 2018年11月29日、大法院は、三菱重工業に対する同様の訴訟においても損害賠償を確定させる判決を下した。

2018 年大法院判決では、①原告敗訴が確定した日本の裁判所の判決の効力を認めるか否か、②旧日本製鉄の債務を被告が負担するか否か、③請求権協定により原告の損害賠償請求権が消滅したとみなせるか否か、④被告が原告の損害賠償請求権の消滅時効の完成を抗弁できるか否か、の4つが主な争点となった⁷。

その中で、争点①、②及び④については、全員合議体の審理に加わった大法官全員の一致した意見により、2012 年大法院判決及び 2013 年差戻し審判決における判断⁸を踏襲した。

(2) 請求権協定と個人の損害賠償請求権の関係

その一方で、最大の争点となった争点③については、以下のとおり「多数意見」、「個別意見 1」、「個別意見 2」及び「反対意見」に判断が分かれた。また、多数意見に対しては、「補足意見」が付された（表参照）。

多数意見（7 人）は、原告の被告に対する損害賠償請求権は、請求権協定の適用対象に含まれないとして、上告棄却の判断を示した。

その理由として、a. 原告が請求しているのは未払賃金や補償金ではなく、「強制動員慰謝料請求権」（日本政府の朝鮮半島に対する不法な植民地支配及び侵略戦争と直結した日本企業の反人道的な不法行為を前提とする強制動員被害者の日本企業に対する慰謝料請求権）に基づく慰謝料であること、b. 請求権協定は日本の不法な植民地支配に対する賠償を請求するためではなく、基本的にサンフランシスコ講和条約（昭和 27 年条約第 5 号）第 4 条の規定に基づく韓日両国間の財政的・民事的な債権債務関係を政治的合意により解決するためのものであったこと、c. 請求権協定の交渉過程において、日本政府は植民地支配の不法性を認めないまま強制動員被害の法的賠償を根本的に否定し、韓日両政府は日本の植民地支配の性格に関して合意に至ることができなかったのであるから、このような状況において、強制動員慰謝料請求権が請求権協定の適用対象に含まれていたとみるのは困難であること等を挙げた。

また、「強制動員慰謝料請求権」は請求権協定に含まれないとする多数意見の立場に対しては、条約解釈に関する一般原則に基づくものであり妥当との補足意見（2 人）も付された。

個別意見 1（1 人）及び個別意見 2（3 人）は、上告棄却という結論は多数意見と同じであるが、多数意見とは異なる理由を挙げた。個別意見 1 は、差戻し判決の拘束力は、事実関係の変動等の例外的事情がない限り、差戻し審のみならず、差戻し上告審にも及ぶのが原則であり、

⁷ 「손해배상(가) 사건(2013 다 61381) 보도자료」대법원 웹사이트 <<http://www.scourt.go.kr/news/NewsViewAction2.work?pageIndex=1&searchWord=&searchOption=&seqnum=708&gubun=702>>

⁸ 2012 年大法院判決及び 2013 年差戻し審判決では、争点①、②及び④について、以前に原告の一部が日本で提起した訴訟において原告の敗訴が確定したとしても、日本の植民地支配が合法的であるとの認識を前提とした日本の裁判所の判決は、大韓民国憲法の核心的価値と正面から衝突するものであり、大韓民国の善良な風俗その他社会秩序に反するため、我が国において当該判決を承認しその効力を認めることはできない（争点①）、旧日本製鉄と被告は実質的な同一性を維持しているとみなすのが妥当であり、法的に同一の会社と評価するに十分であるため、原告は、旧日本製鉄に対する請求権を被告に対しても行使することができる（争点②）、請求権協定により個人の請求権の問題まで包括的に解決されたという見解が大韓国内でも広く受け入れられてきた事情等、原告が大韓民国において客観的に権利を行使できない障害事由があったとみるのが妥当であり、被告が消滅時効の完成を主張し原告に対する債務の履行を拒絶することは著しく不当であって、信義誠実の原則に反する権利濫用として認められない（争点④）との判断を示した。菊池 前掲注(1); 菊池 前掲注(3)。なお、2012 年大法院判決及び 2013 年差戻し審判決の詳細については、日本弁護士連合会が作成した仮訳を参照。「(4)-2 新日鉄事件大法院判決」日本弁護士連合会ウェブサイト <https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/sengohosho/saibanrei_04_2.pdf>; 「(6) 新日鉄事件ソウル高等法院判決（差戻審）」同上 <https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/sengohosho/saibanrei_06.pdf>

例外的事情が見当たらない本件も、2012年大法院判決に拘束されるとの判断を示した。

個別意見2は、請求権協定等の文言、締結の経緯、締結後の後続措置等の諸事情を総合すると、強制動員被害者の損害賠償請求権は、請求権協定の適用対象に含まれるとみなすのが妥当であるが、原告個人の請求権自体は請求権協定により当然に消滅するとみなすことはできず、当該請求権に関する大韓民国の外交的保護権（外国の違法行為による損害を受けた自国民の保護等を国が当該国に要求できる国際法上の権利）のみが放棄されたものに過ぎないため、原告は大韓民国において被告を相手に、訴えをもって権利を行使できるとの判断を示した。

他方、反対意見（2人）は、個別意見2と同じく、原告の損害賠償請求権が、請求権協定の適用対象に含まれるという前提に立った上で、請求権協定により、外交的保護権の放棄にとどまらず、大韓民国国民が日本又は日本国民に対して有する個人請求権を、訴えをもって行使することも制限されたと解釈するのが妥当であるとの判断を示した。

表 争点③（請求権協定により個人請求権が消滅したか否か）に係る意見

大法官 (13人)	任命者	上告棄却 (11人)				破棄差戻し (2人)
		多数意見 (7人) 原告の「強制動員慰謝料請求権」は請求権協定に含まれない	補足意見 (2人) 多数意見の条約解釈は妥当	個別意見1 (1人) 2012年大法院判決に拘束される	個別意見2 (3人) 個人請求権は請求権協定に含まれるが外交的保護権を放棄したのみ	反対意見 (2人) 個人請求権は請求権協定に含まれており外交的保護権の放棄だけでなく訴えによる権利行使も制限される
キム・ミョンス	文在寅	●				
キム・ソヨン	李明博				●	
チョ・ヒデ	朴槿恵	●				
クオン・スニル	朴槿恵					●
パク・サンオク	朴槿恵	●				
イ・ギテク	朴槿恵			●		
キム・ジェヒョン	朴槿恵	●	●			
チョ・ジェヨン	文在寅					●
パク・チョンファ	文在寅	●				
ミン・ユスク	文在寅	●				
キム・ソンス	文在寅	●	●			
イ・ドンウォン	文在寅				●	
ノ・ジョンヒ	文在寅				●	

(注) 各大法官が示した意見は●で表した。
(出典) 差戻し上告審の判決文（事件番号：2013 다후 61381）等を基に筆者作成。

3 韓国政府の反応

李洛淵（イ・ナギョン）国務総理は10月30日、2018年大法院判決に係る国民向けメッセージを公表し、その中で、①司法府の判断を尊重すること、②国務総理が関係省庁及び民間の専門家とともに今後の対応策の準備を進めること、③被害者の傷が迅速かつ最大限癒されるよう政府が努力すること、④政府は韓日関係の未来志向的な発展を希望することを表明した⁹。しかし、2018年12月5日現在、韓国政府の具体的な対応策は示されていない。

⁹ 「[대국민 발표 전문] 강제징용 소송관련 대국민 정부입장」 2018.10.30. 국무조정실・국무총리비서실ウェブサイト <<http://www.opm.go.kr/opm/news/press-release.do?mode=view&articleNo=118853&article.offset=40&articleLimit=10>>

4 韓国国会の反応

10月30日、与党「共に民主党」は、2018年大法院判決は至極当然の判決であるとして、新日鉄住金に対し心からの謝罪と法的な賠償責任を果たすよう求めるとともに、日本政府に対しても、過去に日本が犯した人倫に反する犯罪に対する公式謝罪と法的賠償を求める論評¹⁰を出した。また、最大野党の自由韓国党も同日、日本に対し、2018年大法院判決を受け入れるよう求める論評¹¹を出したほか、他の野党各党もそれぞれ被害者救済を求める論評を出した。

なお、11月12日、野党議員により「日帝下強制徴用被害者損害賠償訴訟最終勝訴に伴う日本政府及び戦犯企業の賠償履行を求める決議案」が国会に発議されたが¹²、2018年12月5日現在、同決議案は外交統一委員会の議題に上っておらず、今後可決の見通しは不透明である。

5 日本政府の反応

2018年大法院判決に対し、安倍晋三首相は10月30日、衆議院本会議の代表質問において、本件は1965年の日韓請求権協定において完全かつ最終的に解決しているため、この判決は国際法に照らしてあり得ない判断であり、日本政府として毅然と対応していくと述べた¹³。

また、河野太郎外務大臣は同日、外務大臣談話を公表し、2018年大法院判決は日韓の友好協力関係の法的基盤を根本から覆すものであって極めて遺憾であり断じて受け入れることができないこと、韓国による適切な措置が直ちに講じられない場合は、日本企業の正当な経済活動の保護の観点からも、国際裁判も含めあらゆる選択肢を視野に入れ毅然とした対応を講じる考えであることを表明した¹⁴。さらに、河野外相は同日、李洙勳（イ・スフン）駐日韓国大使を外務省に呼び抗議を行った。

なお、安倍首相は、同年11月1日の衆議院予算委員会において、今般の裁判の原告は、いずれも募集に応じた人々であるため、政府としては、徴用工ではなく「旧朝鮮半島出身労働者」を用いると述べた¹⁵。

6 新日鉄住金の反応

新日鉄住金は、10月30日に公表したプレスリリースの中で、2018年大法院判決は、日韓請求権・経済協力協定及びこれに関する日本政府の見解に反するものであり、極めて遺憾であると述べ、今後、日本政府の対応状況等もふまえ、適切に対応していくとの見解を示した¹⁶。

¹⁰ 「[홍익표 수석대변인 브리핑] 13년만의 강제징용 피해자 승소 판결, 일본은 과거 일제의 잘못에 대해 도의적 사과와 법적 책임을 다해야 한다」2018.10.30. 더불어민주당ウェブサイト <http://theminjoo.kr/briefingDetail.do?bd_seq=129375>

¹¹ 「오늘 강제징용 피해자의 권리가 구체되고 역사를 바로 세우는 대법원의 판결을 계기로 일본의 태도 변화를 기대한다.[윤영석 수석대변인 논평]」2018.10.30. 자유한국당ウェブサイト <http://www.libertykoreaparty.kr/web/news/briefing/delegateBriefing/readDelegateBriefingView.do?bbsId=SPB_000000001388552>

¹² 「[2016488] 일제하 강제징용 피해자 손해배상 소송 최종 승소에 따른 일본 정부 및 전범 기업 배상 이행 촉구 결의안(김광수의원 등 28인)」의안정보시스템ウェブサイト <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_R1K8U1L1R1X2L1B3L5A4F5A0B3D9D0>

¹³ 第197回国会衆議院會議録第3号 平成30年10月30日。

¹⁴ 「大韓民国大法院による日本企業に対する判決確定について（外務大臣談話）」2018.10.30. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page4_004458.html>

¹⁵ 第197回国会衆議院予算委員会會議録第2号 平成30年11月1日 p.7.

¹⁶ 新日鉄住金株式会社「徴用工訴訟に関する韓国大法院の判決について」2018.10.30. <http://www.nssmc.com/news/20181030_100.html>